

規程第26号

社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会事務局規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第37条第3項の規定に基づき、本会の事務局に関する事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 事務局は、本会定款第5条第1項に規定する事務所（以下「本所」という。）及び第2項に規定する従たる事務所（以下「支所」という。）に置くものとする。

2 事務局に、次に掲げるグループ及びセンターを置く。

- （1）総務グループ
- （2）地域福祉グループ
- （3）介護保険グループ
- （4）生きがい支援グループ
- （5）相談支援グループ
- （6）成年後見センター

（分掌事務）

第3条 前条に定めるグループの分掌事務は、別に定める。

（職制）

第4条 本所に事務局長を置く。

- 2 本所もしくは支所に事務局次長を置くことができる。
- 3 支所に支所長を置く。
- 4 前条に規定するグループ及びセンターに長を置く。
- 5 前各項のほか、必要に応じてそれぞれに係長、主幹、主任、主事、主事補を置くことができる。
- 6 前各項のほか、必要に応じてそれぞれに嘱託職員及び臨時職員を置くことができる。

（職務）

第5条 事務局長は、会長の命を受けて事務を総括し、所属職員を指揮監督する。

- 2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 支所長は、上司の命を受けて支所の事務を掌握し、所属職員を指揮監督し、分掌事務を処理する。

- 4 グループ長は、上司の命を受けてグループの事務を掌握し、所属職員を指揮監督し、分掌事務を処理する。
- 5 係長，主幹，主任，主事，主事補は，上司の命を受けて分担事務を処理する。
- 6 嘱託職員及び臨時職員は，上司の命を受けて分担業務に従事する。

（委任）

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は，会長が定める。

附 則

この規程は，平成18年9月20日から施行し，平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は，平成22年4月1日から一部改正する。

附 則

この規程は，平成29年9月4日から一部改正し，平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は，平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

グループ名	分掌事務
総務グループ	1 法人運営に関すること 2 収入支出予算及び決算に関すること 3 経理・給与に関すること 4 財産の管理に関すること 5 会費に関すること 6 庶務に関すること 7 広報啓発に関すること 8 その他、総務に関すること
地域福祉グループ	1 地域福祉に関すること 2 ボランティアに関すること 3 募金等に関すること 4 福祉団体事務に関すること 5 その他、地域福祉に関すること
介護保険グループ	1 ケアプランセンターに関すること 2 ヘルパーセンターに関すること 3 デイサービスセンターに関すること 4 支援センターに関すること 5 その他、介護保険に関すること
生きがい支援グループ	1 基準緩和型サービス A 通所事業に関すること 2 地域介護予防活動支援事業に関すること 3 地域活動支援センター事業に関すること 4 子育て広場推進事業に関すること 5 美野里ともいきプラザに関すること 6 その他、生きがい支援に関すること
相談支援グループ	1 地域包括支援センターブランチ型総合相談窓口業務に関すること 2 認知症総合支援事業に関すること 3 地域ケアシステム推進事業に関すること 4 相談支援事業所に関すること 5 その他、相談支援に関すること
<u>成年後見センター</u>	<u>1 日常生活自立支援事業に関すること</u> <u>2 法人後見事業に関すること</u> <u>3 その他、生活支援に関すること</u>